

イギリスにおける嫌がらせ訴訟禁止法について(中)

三 谷 忠 之

- 一 はじめに
- 二 嫌がらせ訴訟禁止法
 - (一) 一八九六年法
 - (二) 一九二五年法
 - (三) 一九五九年法
- 三 具体例(以上六卷四号)
- 四 現行法
 - (一) 要件
 - (1) 嫌がらせ
 - (2) 法的手続又は申請
 - (3) 常習的に且つ執拗に
 - (4) 合理的根拠なし
 - (5) 誰かある者
 - (二) 命令
 - (三) 控訴
 - (四) 許可(以上本号)

四 現行法

以上のような立法の経過をたどって、一九八一年七月二八日に成立した現行法である最高法院法 (the Supreme Court Act 1981) では、文言の整理をしたうえで、更に裁判所の権限を拡張して、その第四二条に嫌がらせ訴訟禁止の規定を設けている。

一 要件

右の条文の第一項によると、

「高等法院は、本条に基づく法務長官の申立てにより、誰かある者が常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに――

(a) 高等法院においてであれ下位の裁判所においてであれ、また、同じ者に対してであれ異なる者に対してであれ、嫌がらせの法的手続を開始した、又は

(b) 高等法院においてであれ下位の裁判所においてであれ、また、その者が開始したのである他の者が開始したのである、法的手続において嫌がらせの申請をした、

と確信する場合には、その者を審尋し又は審尋の機会を与えた後に――

(i) いかなる法的手続も、高等法院の許可なしには、いかなる裁判所においても、その者によって開始されないものとする事、そして

(ii) 右の命令をする前に、いかなる裁判所においてであっても、その者によって開始された法的手続は、高等法院の許可なしには、その者によって続行されないものとする²こと、そして

(iii) (本条の下における許可の申請以外の)いかなる申請も、高等法院の許可なしには、いかなる裁判所においてであっても、その者によってであれ他の者によってであれ、開始された法的手続において、その者によってはなされないものとする³ことを命じることができる。」

従来は、法的手続の開始に限られていたが、本条においては、法的手続における申請が嫌がらせであっても、本条一項の命令をすることができるよう⁴に拡張されており、法的手続の開始・続行だけでなく、法的手続における申請をすることの禁止も宣言できるように拡張されている。

なお、本条一項の命令を求める申請については、法務長官が高等法院にするのであるが、特別の定めがないため、部法廷ではなく、単独裁判官が管轄する⁵。

(1) 嫌がらせ 法的手続の開始であれ、申請であれ、それらが嫌がらせであった、という一般的性格を有していなければならない。法的手続を常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに開始していたとしても、そういう手続の一般的性格が嫌がらせでなければ、本条の命令をだすことはできない。

嫌がらせであるかどうかは、法的手続や申請の数、それらの結果から推論することができる。もちろん、当事者が嫌がらせの意図があることを明言しておれば、⁶それで明らかであるうが、必ずしもそうとは限らないので、法的手続や申請の数、数と期間の関係などの結果から逆に嫌がらせであることを推論していかざるをえないわけである。

数の問題は、「常習的に且つ執拗に」という要件とも関連するであろう。(1) Re Chaffers は五年以上にわたって四八件であり、(2) Re Jones は五件であり、(3) Re Hutchinson は一〇年間に一〇件であり、(4-a) Re Vernazza は二三年間に五件以上であり、(5) Re Langton は約八年間に約一〇件であった。このうち、(4-a)においては、複数の控訴があつたが、いずれも却下され、複数の中間の申請も却下されたりしている。また、(5)においては、一件において実に一六もの中間の申請がなされているのである。数少ない判例ではあるが、最少の訴訟件数は、五件であつた。五件が問題になつていた(2)では、五件のような限界事例の場合には、例外事情がある場合にのみ本条の命令をだすことができる、と解していることについては、既に述べた通りである。しかし、次の(3)で後述するように、必ずしも、数が少ないからといって、例外事情がなければ命令をだせないとは思われない。

次に、結果であるが、法的手続を開始したか申請をした者が、自己の主張が容れられなかつた、ということである。(4) (1)では、四八件中四七件で敗訴となつている。しかも、この場合には、すべての事件において、敗訴者が支払うように命じられた訴訟費用が全く支払われなかつた。(2)では、五件の訴訟全てが停止され、一件は不真面目で且つ嫌がらせであることを理由に却下されている。(3)では、一〇件全てが却下され、しかも、訴訟費用は全く支払われなかつた。そして、何件かは、不真面目で且つ嫌がらせであることを理由に却下されている。(4-a)においても、嫌がらせ訴訟当事者と宣言された者の主張は、全て否定されていた。そのなかには、嫌がらせ訴訟であるとして却下されたものや欠席のまま却下されたものも含まれている。(5)においては、終了した事件は全て却下されており、係属中のものも嫌がらせによるものであることが明らかである、とされている。

そして、嫌がらせであるかどうかは、開始された法的手続や申請をそれぞれ一つずつ取り上げて、それだけを考察するのではなく、関連する事件全体から考察して判断されるのである。このことを判例は、「事項の全歴史(the whole

history of the matter)」と表現しており、宣誓供述書 (affidavit) の証拠によって証明することが許されている。全体から考察する故に、例えば、それぞれについて争点が異なっていたとしても、また、請求の陳述書や召喚令状において訴訟原因を明らかにしていたとしても、嫌がらせの訴訟であると認めることができる。単に手続の形式的要件が具備されているだけでは、嫌がらせでないと直ちに判断することができないのである。たとえ形式が備わっているとしても、紛争の蒸し返しにすぎないことを繰り返すことは、嫌がらせと評される可能性がある。

開始された法的手続内での中間の申請については、必ずしも法的手続を開始した者がするとは限らない。相手方が開始した法的手続に応訴する者が、嫌がらせの申請をすることは、よくあることである。この場合には、手続開始前から嫌がらせの行動をしている可能性さえあるであろう。いわゆる不当抗争・不当応訴の場合である。したがって、法的手続の開始と異なり、申請する場合については、自ら開始した法的手続だけではなく、他の者が開始した法的手続においても、嫌がらせ訴訟当事者と宣言するべきか否かの判断の対象となるものとされたのである。

(2) 法的手続又は申請 令状 (writ) 又は訴訟開始召喚状 (originating summons) の発付によって開始される新たな民事訴訟が本条の法的手続であることに異論はない。最初の嫌がらせ訴訟禁止法制定の契機となった事件を思い起こせば、そのことは明らかである。

法的手続 (legal proceedings) を開始したことになるのかどうかで争いがあつたものの一つは、〔4—9〕Re Vernazza²⁸として既で紹介した事件において議論があつたように、一つの手続内における中間的な申請、例えば、指図を求めらるる召喚状の発付の申請とか、控訴法院への控訴⁵⁾なども、法的手続の開始に該当するのかどうかである。右の事件においては、明確な見解は表明されなかつたけれども、今回の改正によってそれらの申請が嫌がらせであっても、本条の命令をだすことができることになった。そして、Re Boaler [1914] 1 K.B. 122 において疑問が提起されていたもので

あるが、法的手続の開始とは考えられていない管轄区域外の送達のための令状発付（令状の発付によって始めて、訴訟が開始されたことになる）の許可を求める申請、仮命令の申請（an application for a rule nisi）はもちろんのこと、司法上の再審査（judicial review）を求める申請をするための許可を求める申請も、本条一項(b)にいう「法的手続において……の申請」に該当する。⁽⁷⁾

以上に対し、刑事手続には、本条は適用されない。⁽⁸⁾

(3) 常習的に且つ執拗に 常習的であることと執拗であることは、必ずしも区別して考察する必要はないであろう。そして、これらは、数の問題とも相通じるところがある。数が多ければ、常習的であることに連なり、また執拗に繰り返していることに連なるであろう。

もつとも、正確には、両者は区別して観念することができる。例えば、敗訴判決があると、それに対しては、控訴して負けても、なお、判決の取消しを求めたり、実質的に判決の取消しを求めると変らない訴訟をしたりすることは、同じ対象に対して執拗に攻撃している、と評することができるが、敗訴判決があるたびに、右のようなことを繰り返すことが常習性を帯びている、と評することができるであろう。しかし、両者をはっきり区別して要件を考えるよりも、一緒に総合的に「常習的に且つ執拗に」法的手続を開始したり申請をしたりしているかどうかを判断すればよいであろう。

常習性を問題にする場合、一回でも常習性を認めることができるか。判例では、五件の訴訟があった場合について、限界に近い事例として、例外的な事情がある場合にだけ、本条の命令をするべきである、としている（3）Re Jonesがある。この例外的な事情として、判例は、貧困者の時間とお金の浪費を阻止することを挙げている。しかし、そのような事情が常に必要であると考えられる必要はないと思われる。争い方によっては、一回でも常習性を認定できると思

われる。新法の下では、法的手続の開始だけではなく、申請も考慮することができる。そうすると、開始した法的手続は一回でも、その手続内において、中間の申請を繰り返すことが考えられる。この場合には、もちろん、本条一項(b)によって嫌がらせ訴訟当事者として、本条の命令をだすことができる。

それでは、開始した法的手続も一回、中間の申請も一回とすれば、どうであろうか。嫌がらせかどうかは、前述したように、事項の全歴史を考察して判断される。訴訟開始前の両当事者の交渉過程をも考慮すれば、常習性を帯びる人物であるか、執拗に嫌がらせの行為を繰り返していたかを判断することができるであろう。そして、嫌がらせ訴訟禁止法の目的が、相手方の保護であることを考えると、常習性を帯びる者からの解放のためには、たとえ一回だけしか法的手続を開始せず、一回だけしか申請をしていない者といえども、本条一項の命令をだす要件の一つである「常習的且つ執拗に」の要件を充足する場合もある、と解することができるであろう。しかし、弁護士がいる場合には、弁護士の態度を当然に当事者本人の態度と同視してよいかは問題で、注意を要するところである。

(4) 合理的根拠なし 開始された法的手続や、なされた申請が、認められなかった、という結果だけでは、合理的根拠なしといえないことは明らかである。

合理的根拠がない、ということとは、単に個々の事件について考察するのではなく、全体から考察することは、判例が既に明らかにしているところである。

合理的根拠がないことの典型例としては、訴訟を提起したが、訴訟原因を明らかにせずに放置したような場合⁽⁹⁾であろう。裁判外で和解が進められているから放置していた、といっても、必ずしも当然に合理的根拠がある、と判断することはできない。そういう事情も含めて、合理的根拠の有無が判断されることになる。

(5) 誰かある者 誰かある者とは、当事者として法的手続を開始し又は申請をした者であることに異論はない。

〔5〕 Re Langton の事件においては、既述したように、「誰かある者」とは、個人の資格としての当事者となった者以外に、代表者又は受託者としての資格を有する当事者となった者も含まれるかどうかが争われている。判例は、この問題を肯定し、遺産管理人⁽¹⁰⁾としての訴訟当事者の開始した法的手続も、嫌がらせの法的手続かどうかの判断に際して考慮されるものと解している。

二 命 令

本条一項の命令には三種類ある。「いかなる法的手続も、高等法院の許可なしには、いかなる裁判所においても、その者によって開始されないものとする」との命令、この「命令をする前に、いかなる裁判所においてであつても、その者によって開始された法的手続は、高等法院の許可なしには、その者によって続行されないものとする」との命令、「(本条の下における許可の申請以外の)いかなる申請も、高等法院の許可なしには、いかなる裁判所においてであつても、その者によってであれ他の者によってであれ、開始された法的手続において、その者によってはなされないものとする」との命令の三つである。もちろん、三つの内容を含む命令を一度に出すことも可能である。これらのうち、三番目の命令が、今回の改正によって加えられたものである。

本条一項の命令は、特定の者だけに対する法的手続の開始を禁止することに制限することができない⁽¹¹⁾。嫌がらせ訴訟を常習的に行う者が、特定の者に対してだけ嫌がらせをするにすぎない、と考えることには、少し抵抗があるであろう。そして、そういう嫌がらせをした者は、訴訟を起こすについては、今度は正当な訴訟であるとして、自ら許可を求めべきであり、そのような負担を課されても仕方がないであろう。制度悪用者に対する一種の制裁である。同じように、法的手続の続行についても、特定の者だけに対する法的手続の続行禁止に制限することができない。係属

中の手続が一つであれば特定の者に対する手続だけのように見えるが、そうではない。続行を禁止すべき法的手続が、たまたま一つにすぎないだけである。係属中の手続が二つある場合を考えればよい。このうちの一つだけを続行禁止にする、ということはできないのである。係属中のものは全て続行禁止にされるわけである。特定の相手方だけを念頭に置いているのではない。以上のことは、申請についても当てはまるのであって、特定の者だけに対して開始した法的手続又は特定の者だけによって開始された法的手続での申請を禁止することに制限することはできない。しかし、係属中の訴訟のなかには、合理的根拠のあるものもある、と考えられるのであり、そうすると、係属中の特定の法的手続の続行や申請を禁止命令から除外することも考えてよいのではないかと思われる。もちろん、これは現行法の解釈の域を越えるであろうから、将来の改正に待たざるをえないが。

なお、右にいう法的手続には、刑事手続は含まれない⁽¹²⁾、破産手続において金銭債務を証明し又は破産管財人による、証明の拒否に対して控訴する制定法上の権利も、本条にいう法的手続の開始に含まれない⁽¹³⁾。しかし、代表者の資格若しくは受託者の資格における訴訟当事者による法的手続にも、本条は適用される。

特定の手続又は特定の相手方に制限する命令をすることはできないのであるが、命令の効力を有する期間を制限することはできる。すなわち、これも今回の法律によって新設されたのであるが、第四二条二項が、

「第一項の下における命令には、命令の効力を有する一定の期間を定めることができるが、期間を定めなければ、無制限に効力を有するものとする。」

と定めているからである。この規定が設けられた理由は明確ではないのであるが、当初に時限立法の提案がなされたことと関係あるのであろうか、要するに、嫌がらせの程度によって、差を設けるということであろう。考えられる場合としては、例えば、同じ当事者を相手に同じ対象を訴訟の目的として嫌がらせ訴訟をしているにすぎないようなと

きに、時効を考慮して、時効の完成後までの一定の期間に限って本条一項の命令をだすような場合であろう。

一度、期間が定められ、期間満了後に再び嫌がらせ訴訟をすれば、再度の命令に際しては期間を定めることはないであろう。

三 控 訴

本条一項の下においてだされた命令に対する控訴は、控訴法院 (the Court of Appeal) にすることができ⁽¹⁴⁾ (the Supreme Court Act 1981, s. 16(1))。しかし、高等法院による許可を拒否する命令に対しては控訴できないこと、後述の通りである。

四 許 可

本条一項による命令において禁止された法的手続の開始・続行、申請をしたい者は、その許可の申請を高等法院にしなければならぬ。この点に関して、本条三項及び四項は、次のような規定を置いている。すなわち、

「(3) 本条一項に従って有効な期間の間、命令の対象である者による、法的手続の開始若しくは続行のための許可又は法的手続において申請をするための許可は、その法的手続又は申請が当該裁判所の過程の濫用でないこと及びその法的手続又は申請に合理的な根拠があることを高等法院が確信するのでなければ、与えられないものとす^る。

(4) 本条一項に従って有効な期間の間、命令の対象である者による、法的手続の開始若しくは続行のための許可又は法的手続において申請をするための許可を拒否する高等法院の決定に対しては、いかなる控訴もできない

ものとする。」

と定めている。

この許可を求める申請は、高等法院の裁判官室の裁判官 (a Judge in Chambers) にしなければならない。そして、許可を与える場合について、Becker v. Teal and others [1971] 3 All E.R. 715, C.A. において、Devies L.J. は、

本条の「管轄権は、非常に慎重に、そして、実際ほとんど控え目に行使すべきであり、裁判所は、許可を与える前に、現実に弁論すべき実質的な論拠があり、実質的な哀訴があることを確信するべきである。」と判示している。

たしかに、一度嫌がらせ訴訟当事者であることが認められ、本条一項の命令がだされる程の者であれば、許可がそう簡単に認められることはないであろう。このような命令がだされること自体が、極めて珍しいことなのであるから、裁判所の心証がそう簡単になるとは思えない。しかも、許可申請者は、許可を求めようとしている法的手続又は申請が裁判所過程の濫用でないことと、合理的根拠があることを証明しなければならぬのであるから、本人にとつても、かなりの負担であるように思われる。とはいえ、本来は正義を実現するために認められている制度の濫用に対して、厳しい態度で臨むことは正当であるが、逆にそういう濫用に対する対抗手段として認められている制度の濫用に対して目を光らせる必要がある。制度の濫用はつきものである。

そして、この許可を拒否する高等法院の決定に対しては、いかなる控訴もできないことは、本条四項の明記するところである。⁽¹⁵⁾これは、一九五九年の改正法を踏襲しているものである。

(1) 第四二条の原文は、以下の通りである。

“42.—(1) If, on an application made by the Attorney General under this section, the High Court is satisfied that any person has habitually and persistently and without any reasonable ground—

- (a) instituted vexatious legal proceedings, whether in the High Court or any inferior court, and whether against the same person or against different persons ; or
- (b) made vexatious applications in any legal proceedings, whether in the High Court or any inferior court, and whether instituted by him or another,

the court may, after hearing that person or giving him an opportunity of being heard, order—

- (i) that no legal proceedings shall without the leave of the High Court be instituted by him in any court ; and
 - (ii) that any legal proceedings instituted by him in any court before the making of the order shall not be continued by him without the leave of the High Court ; and
 - (iii) that no application (other than an application for leave under this section) shall without the leave of the High Court be made by him in any legal proceedings instituted, whether by him or another, in any court.
- (2) An order under subsection (1) may provide that it is to cease to have effect at the end of a specified period, but shall otherwise remain in force indefinitely.
- (3) Leave for the institution or continuance of, or for the making of an application in, any legal proceedings by a person who is the subject of an order for the time being in force under subsection (1) shall not be given unless the High Court is satisfied that the proceedings or application are not an abuse of the process of the court in question and that there are reasonable grounds for the proceedings or application.
- (4) No appeal shall lie from a decision of the High Court refusing leave for the institution or continuance of, or for the making of an application in, legal proceedings by a person who is the subject of an order for the time being in force under subsection (1).

(5) A copy of any order made under subsection (1) shall be published in the London Gazette.”

そこへ、右法律の適用領域は、イングランドとウェールズのみであるのが原則である (the Supreme Court Act 1981, s. 153(4)(5).)°

- (2) the Supreme Court Act 1981, s. 19(3). 部法廷でするのは、以前の実務であったが、右の規定によって、現在では、嫌がらせ訴訟禁止の命令を求める申請については、単独裁判官が管轄することになった。そのことを明示した Re Fletcher, 81 The Law Society's Gazette 2464, C.A. がある。
- (3) 例えは、(2) Re Jones の事例がそうである。
- (4) もちろん、自己の主張が通ったとしても、嫌がらせであることもあるであろう。
- (5) 控訴に関連して Ormerod L.J. は、「控訴する許可を求める貴族院への請願が手続の開始に等しいかどうかの問題は非常に疑問のある問題である」と思う……が、私は、高等法院から又は他の裁判所からこの裁判所への控訴は別の手続の開始である、という見解に傾く。」と述べている(香川法学六巻四号五八八頁以下)。
- (6) 三谷忠之「【翻訳】ウォルカー・ウォルカー・イギリスの法制度第六版第四部民事裁判手続(上)」香川法学六巻三号五〇一頁以下参照。
- (7) THE SUPREME COURT PRACTICE 1985 VOLUME 2 para. 5182 (p. 1312).
- (8) Re Boaler [1915] 1 K.B. 21, C.A.
- (9) [4-8] Re Vernazza 事件を参照。それぞれの事件における争点が異なっていたとしても、合理的根拠がなく、嫌がらせ訴訟であると認定することができる(「1」Re Chaffers 事件を参照)。
- (10) 遺産の管理人は、人格代表者である(三谷・香川法学六巻三号四九六頁以下参照)。
- (11) [c] Re Hutchinson.
- (12) Re Boaler [1915] 1 K.B. 21, C.A.
- (13) Re Wilson (I.D.) (A Bankrupt), ex p. Bebbington Easton [1973] 1 All E.R. 849.
- (14) O'Hare and Hill, Civil Litigation 3rd Edition (Longman Professional, 1985) p. 97 は、「当事者が、第四二条の下での命令自体に対して控訴する許可を必要とするかどうかは、疑問である。」と述べている。
- (15) この点、THE SUPREME COURT PRACTICE 1985 VOLUME 2 para. 5182 (p. 1312) が、「no appeal lies from an order restraining the institution or continuance of proceedings or the making of an application in pending proceedings by a vexatious litigant (see subs. (4)).」とすなわち、「嫌がらせ訴訟当事者による手続の開始若しくは続行を禁止し又は係属中の手続において申請をすることを禁止する命令からの控訴は認められない(第四項を見よ)。」と説明しているのは、誤解であろうか。

第四項からは、右に説明する解釈は、でてこないのではなからうか。

〔訂正〕 香川法学六卷四号五六六頁一一行目「その後……」から一三行目「……のである。」までを削除する。同五八五頁二行目「事件」は、「事項」の誤植である。同五七九頁一六行目「相手にされていない。」を「相手にされていない」(Re Chafers (1897) 13 T.L.R. 363, C.A.)とする。

なお、三谷忠之「ウォルカー||ウォルカー・イギリスの法制度 第六版第四部民事裁判手続(上)(中)(下)」で、更に気の付いた誤りは、以下の通りである。

香川法学六卷三号	四七七頁上段	八行目	保管↓保存	香川法学六卷四号	六五一頁下段	三行目	有体動産引渡しのため
	四七七頁下段二〇行目	特別免除↓免除特権			六五五頁下段	五行目	抗弁↓防御
	四八〇頁上段	八行目	損害額↓損害金		六五六頁上段	三行目	侵害↓不法侵害
	四八六頁下段	六行目	整理↓解散		六五八頁上段一一行目	交付 (delivery of a chattel) を求める↓引渡し (delivery of a chattel) のための	
	四九五頁上段	四行目	にある↓にある者				
	四九六頁上段一七行目	和解又は示談 (compromise) ↓和解 (a settlement or compromise)			六六六頁下段	一行目	発布↓発付
	五〇〇頁下段	六行目	発行↓発付		六六八頁上段一五行目	発布↓発付	
	五一二頁上段	六行目	整理↓解散		六六八頁下段一九行目	発布↓発付	
		七行目	整理↓解散		二〇行目	発布↓発付	
	五二〇頁上段一五行目	貧乏↓貧困			六八二頁上段	八行目	可能↓可能性
	五二九頁下段一七行目	不可抗力の事件 (an overwhelm-			六九〇頁上段一〇行目	地方の↓地域的	

二行目 of → of, for

一二八頁左欄二四行目 召喚状 ↓ — 召喚状

一三〇頁右欄二五行目 の懈怠についての ↓ についての欠

席

一三一頁左欄一一行目 有体動産 ↓ — の ↓ 動産 ↓ — のため

の

一三三頁左欄一六行目 有体動産 ↓ 動産

一三四頁左欄二四行目 有体動産 ↓ 動産

二五行目 を求める ↓ のための

二六行目 を求める ↓ のための

一三六頁右欄 四行目 injunctions ↓ injunctions

一三七頁左欄二三行目 有体動産 ↓ 動産

右欄一一行目 有体動産の引渡しを求める ↓ 動産

の引渡しのための

一四三頁右欄二二行目 承諾 ↓ 承認

一五〇頁右欄一七行目 有体動産 ↓ 動産

下段 三行目 ある)。 ↓ ある)。

一五一頁 有体動産 ↓ 動産